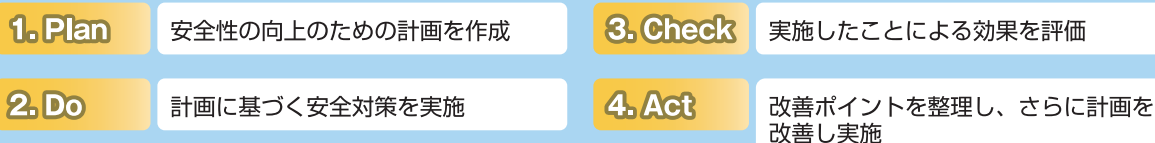




# 〔1〕 運輸安全マネジメントの概要

## 1. 運輸安全マネジメントのサイクル

運輸安全マネジメントは、定められた手順、すなわち「Plan（計画）」、「Do（実施）」、「Check（監視）」、「Act(改善)」を継続的に繰り返すことによって、輸送の安全のレベルアップを図ろうとするものです。このPlan、Do、Check、ActをPDCAサイクルといいます。



PDCAサイクルを活用することにより、安全マネジメントの態勢が段階的に向上し、その結果として、事業者内部の安全文化が構築され、定着し、関係法令等の遵守と安全最優先の原則が徹底されます。

## 2. 運行管理と運輸安全マネジメントの違い

法令等で定める事項を実施する運行管理に比べて、運輸安全マネジメントは、事業者自らが安全性向上のために絶えず改善を図るところに大きな違いが見られます。



## 3. 新たな運輸安全マネジメント評価制度

これまでの運輸安全マネジメント評価の実績等を踏まえ、平成21年10月、国土交通省より、運輸安全マネジメント評価の実施に当たっての新たな取扱いが定められ、**安全管理規程が義務づけられた事業者に限られていた評価が、中小事業者にも拡大**されています。

また、「第一当事者となる死亡事故を惹起した事業者」「危険物運搬車両による大量漏えい事故を惹起した事業者」等、安全性のレベルが低いと認められる事業者から優先的に評価が実施されることになりました。

## 4. 運輸安全マネジメントの実施と情報の公表

### ① 運輸安全マネジメントの実施の徹底

3.で述べた新たな取扱いにおいて、改めて、運輸安全マネジメントの実施の徹底が求められています。安全管理規程の義務付けのない事業者も含め、全ての事業者が、経営トップから現場の運転者に至るまで、輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントの実施により絶えず輸送の安全性の向上に努めなければなりません。

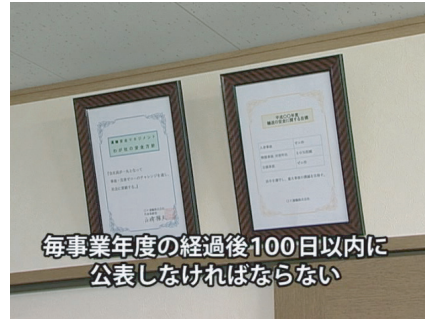
## ② 輸送の安全にかかわる情報の公表

事業者は、輸送の安全にかかわる情報の公表を行わなければなりません。

安全管理規程の義務付けのない事業者は、「基本的な方針」「目標と達成状況」「事故に関する統計」を、毎事業年度の経過後100日以内に公表しなければなりません。

また、「輸送の安全確保命令」、「事業改善命令」、「自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分」を受けた時は、その「処分内容」と「改善報告書」等を、遅滞なく公表しなければなりません。

※安全管理規程が義務付けられた事業者とそうでない事業者によって公表する情報が異なります。



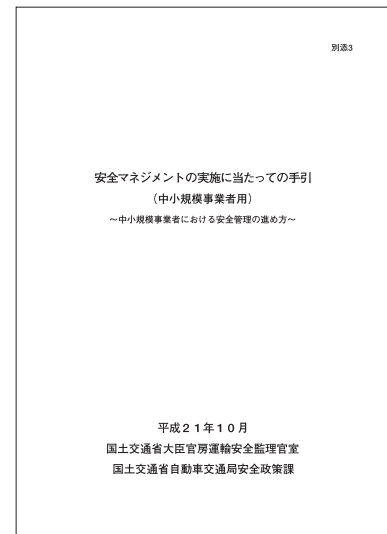
# 5. 運輸安全マネジメントを実施するための手引き

事業者が運輸安全マネジメントを効果的に実施できるよう、事業者の規模に応じた3つの手引きが国土交通省から示されています。

※手引きは「<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03managemant/laws.html>」からダウンロードすることができます。

- 安全マネジメントの実施に当たっての手引 別添1(義務付け事業者用)
- 安全マネジメントの実施に当たっての手引 別添2(準大規模事業者用)
- 安全マネジメントの実施に当たっての手引 別添3(中小規模事業者用)

ここからは、「車両数が概ね100両未満かつ営業所が1である中小規模自動車運送事業者」を対象とした別添3(中小規模事業者用)の手引きを元に、運輸安全マネジメントの効果的な進め方を紹介します。



### Memo

.....

.....

.....

.....

.....

## 〔Ⅱ〕安全管理の進め方

### 1. 経営者の役割

経営者は、まず、輸送の安全に関する基本的な考え方を記載した安全方針を作り、社内に周知徹底します。

次に、安全方針を実現するため、年に1回、具体的な安全目標を決め、その目標達成に向け安全運行に努めます。経営者はまた、事故が起きたときの対応方法を、あらかじめ決めておかなければなりません。

経営者はさらに、輸送の安全に必要な人員や設備等の確保・整備を行い、安全管理の取組状況を年に1回は点検し、問題があれば改善しなければなりません。

**安全統括責任者の選任** できる限り安全統括責任者を1名選任し、次のことを行わせます。

- ① 安全方針の社内周知を行うこと
- ② 安全目標を作成し、従業員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組みを積極的に行うこと
- ③ 経営者との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、経営者に適時・適切に報告すること
- ④ 会社の人員規模に応じた安全管理の取組み体制を決め、各自の役割を定め、社内に周知すること
- ⑤ 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、その結果を経営者に適時・適切に報告すること

### 2. 安全管理の実施

#### ① 輸送の安全に関する情報の伝達

経営者は、適時・適切に輸送の安全に関する情報を社内に伝えるとともに、現場の声を把握する必要があります。

#### ② 法令等の遵守

従業員は、輸送の安全に必要な関係法令、通達及び社内規則を遵守するとともに、経営者はそれらの状況を定期的に確認しなければなりません。

情報の伝達と法令等を遵守するためには

- 1 点呼
- 2 現場巡回
- 3 添乗指導
- 4 路上パトロール
- 5 ドライブレコーダーの映像
- 6 デジタルタコグラフのデータ

から、法令や規則に則っているかどうか確認します。



#### ③ 輸送の安全に必要な手順・規則

経営者は、従業員に指示する等して、輸送の安全に必要な手順・規則を作成し、社内に周知します。





# 〔Ⅲ〕 運輸安全マネジメントを実施するための具体例

## 1. 安全方針の作り方と社内周知徹底の方法

安全方針には、「法令や社内規則を守ること」や「輸送の安全が第一であること」を明記しなければなりません。

### 安全方針の例

- 輸送の安全はわが社の根幹
- 「安全は最大の顧客満足」
- 安全は業務の基本動作



安全方針は、事務所への掲示  
点呼・会議などで周知徹底を図る

この安全方針は、事務所への掲示、点呼・各種会議等で冒頭に唱和する等で周知徹底を図ります。また、安全方針を記載した携帯カードを従業員各自が持つようにすることも効果的です。

## 2. 安全方針を実現するための具体的な安全目標の定め方

安全目標を作成する場合は、安全方針の趣旨に沿っていること、目標の達成度が把握できること、現場における課題等が反映されていること等を考慮しなければなりません。

安全目標は、その達成状況を把握することができるよう、数値で表されるものにします。

### 安全目標の例

- 人身事故ゼロを貫徹しよう
- 事故・トラブルの数を半減させる



具体的な安全目標を決め  
目標達成に向け安全運行に努める

## 3. 安全目標達成に向けた努力の方法

安全目標を達成するため、ドライバーの安全教育等に計画的に取り組むことが大切です。

### 取組み例

- 事故の多い繁忙期には事故防止キャンペーン活動等を計画し、  
◆安全教育 ◆適性診断 ◆小集団活動 ◆添乗指導 等  
スケジュールを決めて計画的に実施する。



また、現場からのヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止のために、速度を30km/hに落とす、確実に一時停止する等、適切な対応策を講じておくことが重要です。

## 4. 安全管理の取組み状況に対する点検

経営者は、「安全目標の達成状況」や「安全管理の取組み状況」を点検する必要があります。点検は、「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用して行います。

### 点検のポイント

#### チェックリストが「×」の場合

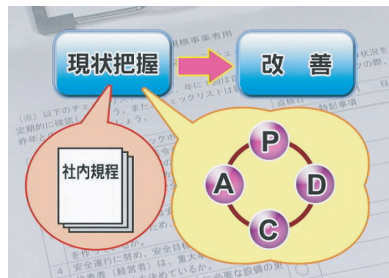
1. 単なる「不注意」なのか、「体制」の問題なのかを判断する。
2. 点検の結果、「×」の場合は、
  - 社内規程等とどのように違っているか
  - PDCAサイクルがどのような状態になっているか等現状を把握する。
3. 必要な改善を行う。

#### 問題点を把握する

現場の従業員に質問して状況を確認するときは、個人に責任を転嫁することのないようにする。

#### 質問はあらかじめ決めておく

後で整理しやすいよう、いつ、誰が、何を、どこで、なぜ、どのようにの5W1Hに沿って質問する。



Memo

.....

.....

.....

.....

### ◆ その他 ◆

運輸安全マネジメントでは、上記の内容の他、次のことについても取り組まなければなりません。

- 輸送の安全に必要な人員や設備等の確保・整備
- 重大な事故等が発生した場合の対処方法



社団法人 **全日本トラック協会**

〒163-1519 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー19階  
03-5323-7109(代表) <http://www.jta.or.jp>

---